

令和6年度山形市空き家バンク利活用推進補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、山形市空き家バンクの利活用を推進するため、同バンクに登録された物件（以下「登録物件」という。）に係る家財道具（家具、電化製品、食器その他の物品をいう。以下同じ。）の処分、清掃等を行う者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者（個人に限る。）とする。

- (1) 山形市空き家バンクの物件登録者（山形市空き家バンク実施要綱（平成28年8月1日施行）第7条第1項に規定する物件登録者をいう。）
- (2) 登録物件に係る売買又は賃貸借の契約が締結された場合を除き、補助金の交付の申請をした日から同日の属する年度の翌年度初日から起算して2年を経過する日まで、山形市空き家バンクに物件を登録することに同意する者
- (3) 山形市の市税の滞納がない者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が自ら又は事業者に委託して行う、登録物件内の不要になった家財道具の処分、清掃その他これらに類する事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、登録物件に係る次に掲げる作業に要する経費とする。

- (1) 使用されず、残置された状態の家財道具の搬出及び処分
 - (2) 清掃
 - (3) 樹木の伐採又は除草、草刈等
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、それらの規定に定める作業に要する経費のうち市長が不相当と認める経費は、補助対象経費としない。
- 3 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の額に2分の

1 を乗じて得た額とし、10 万円を上限とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

4 補助金は、1 つの登録物件に対し、令和 6 年度中 1 回限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第 5 条に規定する様式の規定にかかわらず、山形市空き家バンク利活用推進補助金交付申請書(兼)同意書(別記様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る見積書又は金額がわかる書類の写し

(2) 補助対象事業に係る現況写真

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、補助金の交付の決定を受ける前に補助対象事業を実施してはならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条第 1 項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、山形市空き家バンク利活用推進補助金交付決定(却下)通知書(別記様式第 2 号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更及び中止)

第 7 条 補助金の交付の決定を受けた者は、規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定に該当するときは、山形市空き家バンク利活用推進補助金交付変更(中止)承認申請書(別記様式第 3 号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 変更内容が判断できる書類

(2) 変更内容が補助対象経費に関する場合は、その見積書の写し

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、山形市空き家バンク利活用推進補助金交付変更(中止)承認(却下)通知書(別記様式第 4 号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 補助金の交付の決定を受けた者は、規則第 7 条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、山形市空き家バンク利活用推進補助金交付変更(中止)承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、山形市空き家バンク利活用推進補助金交付変更(中止)承認(却下)通知書により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告は、同条に規定する様式の規定にかかわらず、山形市空き家バンク利活用推進補助金実績報告書(別記様式第5号)により行うものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付し、補助対象事業完了後速やかに市長に当該報告書を提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る領収書の写し

(2) 補助対象事業に係る写真で、登録物件の状況につき、補助対象事業の実施前及び実施後の比較ができるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、山形市空き家バンク利活用推進補助金額の確定通知書(別記様式第6号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、前条に規定する補助金の額の確定を受けたときは、補助金の交付に係る請求書を市長に提出しなければならない。

(書類の整備)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付決定日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間、関係書類を整理保管しておかななければならない。

(委任)

第12条 この要綱の定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

山形市空き家バンク利活用推進補助金交付申請書（兼）同意書

年度の山形市空き家バンク利活用推進補助金の交付を受けたいので、山形市補助金等の適正化に関する規則第5条及び山形市空き家バンク利活用推進補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

なお、次の事項に同意します。

- (1) 申請者の山形市の市税に係る滞納状況について、山形市が調査し、及び確認すること。
- (2) 登録物件に係る売買又は賃貸借の契約が締結された場合を除き、補助金の交付の申請をした日から同日の属する年度の翌年度初日から起算して2年を経過する日まで、山形市空き家バンクに物件を登録すること。

記

- 1 補助金の交付申請額 円
- 2 山形市空き家バンク登録番号 第 号
- 3 登録物件の所在地 山形市
- 4 添付書類
 - (1) 補助対象経費に係る見積書又は金額がわかる書類の写し
 - (2) 補助対象事業に係る現況写真
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

山形市長

印

山形市空き家バンク利活用推進補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請がありましたみだしの補助金につきましては、山形市補助金等の適正化に関する規則第6条第1項の規定により、下記のとおり交付・却下することに決定しましたので、同規則第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 山形市補助金等の適正化に関する規則を遵守してください。
 - (2) 山形市監査委員の監査を受けることがありますので、関係書類を補助金の交付決定日が属する年度の翌年度から起算して5年間は、整理保管しておいてください。
 - (3) 登録物件に係る売買又は賃貸借の契約が締結された場合を除き、補助金の交付の申請をした日から同日の属する年度の翌年度初日から起算して2年を経過する日まで、山形市空き家バンクに物件を登録してください。補助対象者自身の事由により、当該期間内に山形市空き家バンクの物件登録を取り消した場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。
- 3 却下した場合は、その理由

担当 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 山形市まちづくり政策部住宅政策課住宅政策係 電話 023-641-1212（内線471）

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

山形市空き家バンク利活用推進補助金交付変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により、補助金の交付の決定を受けたみだしの補助金について、補助対象事業の内容を下記のとおり変更・中止したいので、山形市空き家バンク利活用推進補助金交付要綱第7条第1項（第3項）の規定により、申請します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 変更したい補助対象事業の内容
- 3 変更したい補助対象事業に係る添付書類
 - (1) 変更内容が判断できる書類
 - (2) 変更内容が補助対象経費に関する場合は、その見積書の写し
- 4 中止したい場合は、その理由

第 号
年 月 日

様

山形市長

印

山形市空き家バンク利活用推進補助金交付変更（中止）承認（却下）通知書

年 月 日付けで申請がありましたみだしの補助金の変更（中止）承認につきましては、適当（不適當）と認められるので、山形市空き家バンク利活用推進補助金交付要綱第7条第2項（第4項）の規定により承認（却下）します。

記

- 1 変更・中止の可否 承認・却下
- 2 変更した場合は変更後の補助金交付決定額 円
- 3 却下した場合は、その理由

担当 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 山形市まちづくり政策部住宅政策課住宅政策係 電話 023-641-1212（内線471）

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

山形市空き家バンク利活用推進補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知があった山形市
空き家バンク利活用推進補助金について、山形市補助金等の適正化に関する規則第13条
の規定により、その実績について関係書類を添え、報告します。

記

添付書類

- (1) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (2) 補助対象事業に係る写真で、登録物件の状況につき、補助対象事業の実施前及び実
施後の比較ができるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

山形市長

印

山形市空き家バンク利活用推進補助金額の確定通知書

年 月 日付けで提出がありましたみだしの補助金に係る実績報告を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められますので、山形市補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

補助金の交付請求は、所定の請求書によって行ってください。

記

確定補助金額 円

担当 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 山形市まちづくり政策部住宅政策課住宅政策係 電話 023-641-1212（内線471）
